

災害応急対策活動等に関する基本協定（工事関係） 募集要領

「災害応急対策活動等に関する基本協定（工事関係）」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

平成24年4月26日

中国地方整備局
松江国道事務所長 清水 純

基本協定締結説明書

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等に関する基本協定（工事関係）
- (2) 活動場所 松江国道事務所管内の、①松江地区（松江維持出張所管内）、②出雲地区（出雲維持出張所管内、出雲・湖陵道路建設予定地内、多岐・朝山道路建設予定地内、朝山・大田道路建設予定地内、静間・仁摩道路建設予定地内及び仁摩温泉津道路建設予定地内）、③頓原地区（頓原維持出張所管内及び中国横断自動車道尾道松江線建設予定地内）における災害応急対策活動等への協力を原則とします。
- (3) 活動内容 松江国道事務所管内において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するものです。
- (4) 協定期間 協定締結後 ～ 平成25年5月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」の一般競争参加資格の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続

している者でないこと。

- (5) 平成14年度以降において、松江国道事務所が発注した工事の施工実績があること。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事に係るものにあつては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない。

- (6) 本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

- ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

- ② 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建設機械施工技士
- ・ 技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。
- ・ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

- (7) 基本協定参加資格確認申請書（基本協定参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) (6)の基準を満たす技術者が在籍し、建設業法の許可を有する本店又は支店等（資機材、労力等を有すること。）が、松江国道事務所が管理する区域の市町村内にあること。

松江国道事務所が管理する区域の市町村とは次のとおりとする。

松江地区：安来市、松江市

出雲地区：出雲市、大田市

頓原地区：雲南市、飯南町、奥出雲町

- (9) 平成24年度に松江国道事務所が発注した「松江保守工事」、「出雲保守工事」又は平成23年度に松江国道事務所が発注した「頓原管内維持工事」を既に請け負っている者については、当該公募対象外とします。

3. 基本協定締結者の決定方法

基本協定の締結は、2.(9)の工事を請け負っている者（当該工事区域を除く）及び2.に掲げる応募資格を満たしている者と行います。

4. 担当部局

〒690-0017 島根県松江市西津田二丁目6番28号
国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所 管理第一課
TEL 0852-60-1346 内線430
FAX 0852-27-4132

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の施工実績【別記様式2】

※CORINSに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。

③総括的に管理する技術者の資格【別記様式3】

※総括的に管理する技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。

なお、複数の総括的に管理する技術者を登録することは可能です。

④資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械等【別記様式4】

※建設業法の許可を有する本店、支店等及び資機材置き場の住所と、緊急時に準備できる重機及びそのオペレーター、主な保有資材、作業員数を記入し提出願います。

なお、重機については、例に書いてある程度の記入としてください。

⑤担当区域希望調査票【別記様式5】

⑥一般競争(指名競争)参加資格認定書の写し

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間：平成24年4月26日（木）から平成24年5月15日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成24年4月26日（木）から平成24年5月11日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、平成24年5月15日（火）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとします。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

松江国道事務所長 清水 純 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成24年4月26日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定（工事関係）」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に定める資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械等を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤に定める担当区域の希望を記載した書面
- 5 基本協定締結説明書5.(1)⑥に定める一般競争参加資格認定書の写し

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

過去の施工実績

[記入例]

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	受 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	最 終 請 負 金 額	
	工 期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
	受 注 形 態	単体 / J V (出資比率)
工 事 内 容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
CORINSへの登録の有無		有り (登録番号を明記) 又は無し

- 注) ・CORINS登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。
 ・CORINSに登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事实績が確認できる書面 (工事の実績が確認できる契約書類 / 施工計画書及び図面等) の写しを添付すること。CORINSデータに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はA3以下に縮小のこと。
 ・CORINSに登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINSに登録されていない場合は、実績として認めない。
 ・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式3)

技 術 者 の 資 格

[記入例]

会社名：

技術者の氏名 <small>(フリガナ)</small>	技術者 ○○ ○○ ○○ ○○ ○ ○ ○ ○
生年月日 (和暦)	昭和○○年○○月○○日
最終学歴	○○大学 ○○科 ○○年卒業
法令等による資格・免許	1級土木施工管理技士 (取得年及び登録番号)

コメント欄

(甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。)

(別記様式4)

資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械等

会社名：

[記入例]

本店の住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
基地となる本・支店等の住所	〇〇市〇〇町〇〇番地
資機材置き場の所在地	置き場1：〇〇市〇〇町〇〇番地 置き場2：〇〇市〇〇町〇〇番地 ：
重機の台数	シャベル 〇台 バックホウ 〇台 ブルドーザー 〇台 クレーン 〇台 ローラー 〇台 トレーラ 〇台 トラック 〇台 等々
重機のオペレータ数	〇〇人
主な保有資材数	バリケード 〇基 鋼矢板 〇枚 大型土のう 〇袋 等々
作業員数	〇〇人
基地となる本・支店等に常駐する技術者	〇〇人

※本店、支店等及び資機材置き場の住所については、番地まで記載してください。

※重機の規格、種類の細別は必要ないので、すべて合わせて計上してください。

※作業員は、普通作業員以上全てを含めて計上してください。

※技術者は、実人数で記入願います。

(別記様式5) 『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域について、協定締結を希望される順位を記載願います。

区 域 名	希望される順位
①松江地区	
②出雲地区	
③頓原地区	

※本基本協定を締結できる担当区域数は、最大2区域までとします。

※本基本協定締結を希望できる担当区域数は、最大3区域までとします。

※複数箇所希望される場合は、2.(8)の条件を満たす必要があります。

※区域の詳細

①松江地区

- ・国道9号

島根県安来市吉佐町～島根県松江市宍道町地内

- ・国道54号

島根県松江市宍道町地内

②出雲地区

- ・国道9号

島根県簸川郡斐川町～島根県大田市温泉津町地内

- ・出雲・湖陵道路建設予定地

島根県出雲市知井宮町～島根県出雲市湖陵町三部

- ・多伎・朝山道路建設予定地

島根県出雲市多伎町久村～島根県大田市朝山町朝倉地内

- ・朝山・大田道路建設予定地

島根県大田市朝山町朝倉地内～島根県大田市久手町刺鹿地内

- ・静間・仁摩道路建設予定地

島根県大田市静間町～島根県大田市仁摩町大国内

- ・仁摩温泉津道路建設予定地

島根県大田市仁摩町大国内～島根県大田市温泉津町今浦地内

③頓原地区

- ・国道54号

広島県三次市布野町～島根県雲南市加茂町地内

- ・中国横断自動車道尾道松江線（松江自動車道）

島根県雲南市吉田町吉田～島根県雲南市三刀屋町三刀屋地内

- ・中国横断自動車道尾道松江線建設予定地

広島県庄原市高野町から島根県雲南市吉田町吉田地内

※担当区域については、決定後、更に担当区域を細分化して協定を締結することがあります。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の施工実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→CORINSに登録されていない場合及びCORINSで確認できない場合等は必須提出
- 工事成績評定通知書の写し
→当該工事实績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出
- 一般競争参加資格認定書の写し →必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料
（健康保険被保険者証等） →必須提出
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

技術資料

- 資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械等（別記様式4） →必須提出
- 『担当区域希望調査票』（別記様式5） →必須提出
- その他参考資料 →必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。